

公 告

地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、南国市が発注する物件等一般競争（指名競争入札を含む。以下同じ。）入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 5 年 1 月 1 6 日

南国市長 平山 耕三

第 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和 5 年 1 月 1 日）における事項において、資格審査を受け、南国市競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者
- 2 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- 3 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 4 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 5 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 6 市内業者については令和 5 年 1 月 1 日、市外業者については令和 4 年 1 月 3 0 日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 市内業者について、代表者個人が令和 5 年 1 月 1 日までに納期限の到来した南国市の公租、公課ならびに使用料を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。

第 2 申請書の提出時期及び方法

1 申請書提出期間

令和 5 年 2 月 1 日(水) ～ 令和 5 年 2 月 2 8 日(火) 午後 5 時必着

(持参する場合は土・日・祝日を除く午前 8 時 3 0 分～午後 0 時、午後 1 時～午後 5 時)

ただし、電子申請システムによる提出は令和 5 年 3 月 1 日に日付が変わるまで送信可能

2 提出書類

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 添付書類
 - ① 営業概要書

- ② 営業種目一覧表
- ③ 営業実績調書
- ④ 法人事業者は登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、
個人事業者は代表者の身分証明書（いずれも写し可）
- ⑤ 印鑑証明書の写し（実印を契約印として使用する場合）又は使用印鑑届（実印以外を契約
印とする場合。代表社印に商号が刻印されていないときは社印も押印すること。様式は任
意。）
- ⑥ 納税証明書（受任者である営業所の証明書も提出すること）（写し可）
 - （ア）国税 個人事業者＝証明書の様式その3の2（「その3」でも可）
法人事業者＝証明書の様式その3の3（「その3」でも可）
 - （イ）県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
 - （ウ）市税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
（市内業者については令和5年1月1日、市外業者については令和4年1月30日まで
に納期限の到来した税について滞納がない旨の証明書）
※東京23区に主たる営業所または委任先の営業所を有する法人の場合は、（ウ）は不要
※年度ごとの納税証明書のみを発行している自治体の場合は、直前1年分の全ての税目の
納税証明書
- ⑦ 年間委任状（年間を通じて入札、契約等の権限を委任する場合のみ。様式は任意）
委任期間 令和5年6月1日から令和8年3月31日まで
- ⑧ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 2部（うち1部写し可）
- ⑩ 営業に係る許可証・認可証等の写し
- ⑪ 代表者個人の市税納税証明書または様式1（市内業者のみ）
代表者が南国市外に住民登録し、市税について課税がない場合は、様式1により南国市
税務課において証明を受けてください。
- ⑫ 収納状況調査についての承諾書（市内業者のみ）（様式2）2部（1部写し可）
- ⑬ 受付票
- ⑭ 返信用封筒（審査後受付票を返送します。84円切手貼付、定型サイズ、返送先記入、ハ
ガキ不可です）
- ⑮ 提出書類チェックリスト

※ 提出書類⑬～⑮については、電子システムによる申請の場合は不要です。

※ 官公署発行の証明書類については、申請の日から3ヶ月以内に発行されたものを
添付してください。

※ 書面による提出においては、提出書類（申請書+添付書類①～⑫）は、A4判フラットファ
イル綴じ（ピンク色）をしてください。添付書類⑬～⑮は綴じずに一番上にはさんでおいて
ください。

ファイルの背表紙に商号または名称を記入し、1部を提出してください。

3 有効期間

令和5年6月1日から令和8年3月31日まで

※令和6年度資格審査分より、建設工事及び建設コンサルタントの受付方法及び時期が変更となることに伴い、今回の審査による有効期間は令和8年3月31日までとします。

4 申請書の提出先

〒783-8501 南国市大塚甲2301

南国市役所 財政課管財係 TEL 088-880-6552

5 提出の方法

電子申請システムまたは書面による提出

書面の場合は、持参または郵送（令和5年2月28日（火）午後5時必着）

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～7に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。

第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。

【注意事項】

水道事業についても財政課で受付を行いますので、上下水道局へ別途提出する必要はありません。